

みやぎスマイルロード・プログラム実施要領

（目的）

第1 この要領は、宮城県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）におけるボランティア活動を支援し、ボランティア活動の活性化及び地域環境の維持向上と道路通行の安全確保を通して、民間と行政のパートナーシップの構築と住民参加のまちづくりを図ることを目的とします。

（事業の内容）

第2 県は、県管理道路の一定区間において、清掃や緑化作業などの美化活動等を定期的に行い、良好な道路環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な援助等を行うみやぎスマイルロード・プログラム（以下「プログラム」という。）を実施します。また、県管理道路の全区間を対象として、災害時を含め道路の異常箇所等の情報提供を行う団体等については、スマイルレポーターとして認定します。

（市町村の協力）

第3 県は、プログラムの実施について、プログラムの対象となる区間（以下「対象区間」という。）が存在する市町村に協力を要請します。

（プログラム参加者）

第4 スマイルサポーターとしてプログラムへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加希望の対象区間を管理する土木事務所又は土木事務所地域事務所長（以下「所長」という。）にスマイルサポーター認定申込書（別記様式第1-1号）を提出します。この認定申込書を提出できる者は、県管理道路において清掃、緑化作業、除雪作業等のボランティア活動を行い、又は行おうとする個人、団体（NPO、町内会、自治会、商工会、クラブ会員等）若しくは企業とします。

2 スマイルレポーターへの参加希望者は、道路課長（以下「課長」という。）にスマイルレポーター認定申込書（別記様式第1-2号）を提出します。この認定申込書を提出できる者は、道路異常箇所の通報等を行い、又は行おうとする団体（広域的な活動を行っているNPO、クラブ会員、道路利用者団体等）若しくは企業とします。

（認定及び覚書の締結）

第5 参加希望者からスマイルサポーター又はスマイルレポーター認定申込書を受理した所長又は課長は、当該参加希望者を審査の上、スマイルサポーター又はスマイルレポーターに認定します。

なお、スマイルサポーターの認定に際しては、事前に市町村長の意見を聞くものとします。

2 所長は、スマイルサポーターを認定したときは、スマイルサポーター及び市町村長と速やかに「みやぎスマイルロード・プログラムに関する覚書」（以下「覚書」という。）（別記様式第2-1号）を締結します。

3 課長は、スマイルレポーターを認定したときは、スマイルレポーターと速やかに覚書（別記様式第2-2号）を締結するとともに、その旨を各所長に通知します。

4 所長又は課長は、覚書を締結したときは、認定証（別記様式第3-1～2号）を交付します。

（プログラムの対象区間）

第6 スマイルサポーターは、原則として改良済区間若しくは歩道設置済区間又は緑地帯のある区間を対象とし、スマイルレポーターは、県管理道路の全区間を対象とします。

（活動期間）

第7 活動期間は、所長又は課長と参加希望者が事前に協議の上定めることとしますが、おおむね1年間とします。

なお、活動期間終了後、覚書の内容に変更がなく継続して参加する場合は、活動期間を更新することができることとします。

2 スマイルサポーターは、覚書の内容を変更する場合は、変更する内容について所長及び市町村長に通知（別記様式第5号）し、異議がない場合は前項なお書きの「覚書の内容に変更がないもの」とみなして扱います。

（表示板の設置）

第8 所長は、スマイルサポーターの希望により、スマイルサポーターの氏名等を記載した表示板（別記様式第4号）を、対象区間内の道路管理上支障のない位置に設置します。

2 設置することができる表示板の数量は、その対象区間が500m未満の場合は1基とし、500m以上1km以下の場合は2基、以後1km増えるごとに1基ずつ増やすことができるものとします。

（ボランティア傷害保険への加入）

第9 県は、スマイルサポーターが覚書に定めた作業中にけが等をした場合に対処するため、ボランティア傷害保険に加入します。

（物品の支給）

第10 所長は、スマイルサポーターに対し、別に定める支給基準のとおり活動に必要な物品を

予算の範囲内で支給することができるものとします。

(助言と勧告)

第11 所長は、市町村長と協力し、スマイルサポーターの活動に対して必要な助言、勧告ができるものとします。

(覚書の解除)

第12 所長は、スマイルサポーターが別記様式第6号により覚書の解除を申し出たとき、スマイルサポーターが覚書の各条に規定する義務を果たしていないと認めるとき又はスマイルサポーターとしてふさわしくないと認めるときは、市町村長の意見を聞いた上でスマイルサポーターの認定を取り消し、覚書を解除することがあります。その場合、第8に基づいて設置した表示板は撤去します。また、スマイルレポーターの場合も、別記様式第6号により覚書の解除を申し出たとき、スマイルレポーターが覚書の各条に規定する義務を果たしていないと認めるとき又はスマイルレポーターとしてふさわしくないと認めるときは、課長は覚書を解除することがあります。

(適用除外)

第13 この要領のうち、第8から第10までの規定は、スマイルレポーターには適用しません。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、みやぎスマイルロード・プログラム事務取扱で定めます。

附 則

この要領は、平成13年11月20日から施行します。

附 則

この要領は、平成16年1月20日から施行します。

附 則

この要領は、平成20年4月15日から施行します。

附 則

この要領は、平成21年7月10日から施行します。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行します。

別紙 物品支給基準（要領第10関係）

- 1 要領第10に規定する物品の支給は、以下により行うものとします。ただし、物品の支給は1団体につき1回とします。

活動内容	支給物品	支給要件
全活動共通	・安全ベスト	各活動に従事しているスマイルサポーターに対し、1団体の構成員5人ごとに1着（1団体最大10着まで）を支給します。
清掃活動	・ほうき ・ごみばさみ	清掃活動に従事しているスマイルサポーターに対し、1団体の構成員5人ごとに各1本（1団体最大各10本まで）を支給します。
除草活動	・草かき鎌（草刈機刃も代替可※） ・熊手	除草活動に従事しているスマイルサポーターに対し、1団体の構成員5人ごとに各1本（1団体最大各10本まで）を支給します。
除雪活動	・除雪用スコップ	除雪活動に従事しているスマイルサポーターに対し、1団体の構成員5人ごとに1本（1団体最大10本まで）を支給します。
全活動共通	その他	各活動に従事しているスマイルサポーターに対し、上記支給物品以外で所長が認めるものを支給します。

- 2 支給する物品の単価は、以下により行うものとします。

- (1) ほうき・・・・・・・・1本あたり@500円程度
- (2) ごみばさみ・・・・・・・・1本あたり@300円程度
- (3) 草かき鎌・・・・・・・・1本あたり@600円程度。※草刈機の刃とする場合は草かき鎌で支給した場合の金額に相当する額の範囲内で支給するものとします。この場合、支給数量が調整されます。
- (4) 熊手・・・・・・・・1本あたり@600円程度
- (5) 除雪用スコップ・・1本あたり@2000円程度

(別記様式第 1 - 1 号)

スマイルサポーター認定申込書

年 月 日



事務所長 殿

氏名又は団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

E-mail _____

担当者名 _____

みやぎスマイルロード・プログラム実施要領第 4 の規定により、下記のとおり申し込みます。

- 1 道路名 _____
- 2 区 間 _____
約 _____ m
- 3 期 間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
- 4 作業内容 (該当するものを○で囲む。具体的内容は別紙 1 に記入)
清掃作業 ・ 緑化作業 ・ 除草 ・ 除雪 ・ その他 (_____)
- 5 表示板の設置希望の有無 (該当するものを○で囲む) 有 ・ 無
- 6 物品等の受領希望の有無 (該当するものを○で囲む) 有 ・ 無
- 7 構成員名簿 (団体で参加する場合は別紙 2 に記入)
- 8 その他 (団体の規約等があればその写しを添付)

(別記様式第1—2号)

スマイルレポーター認定申込書

年 月 日

宮城県土木部道路課長 殿

団 体 名 _____

代表者名 _____

〒

住 所 _____

電話番号 _____

E-mail _____

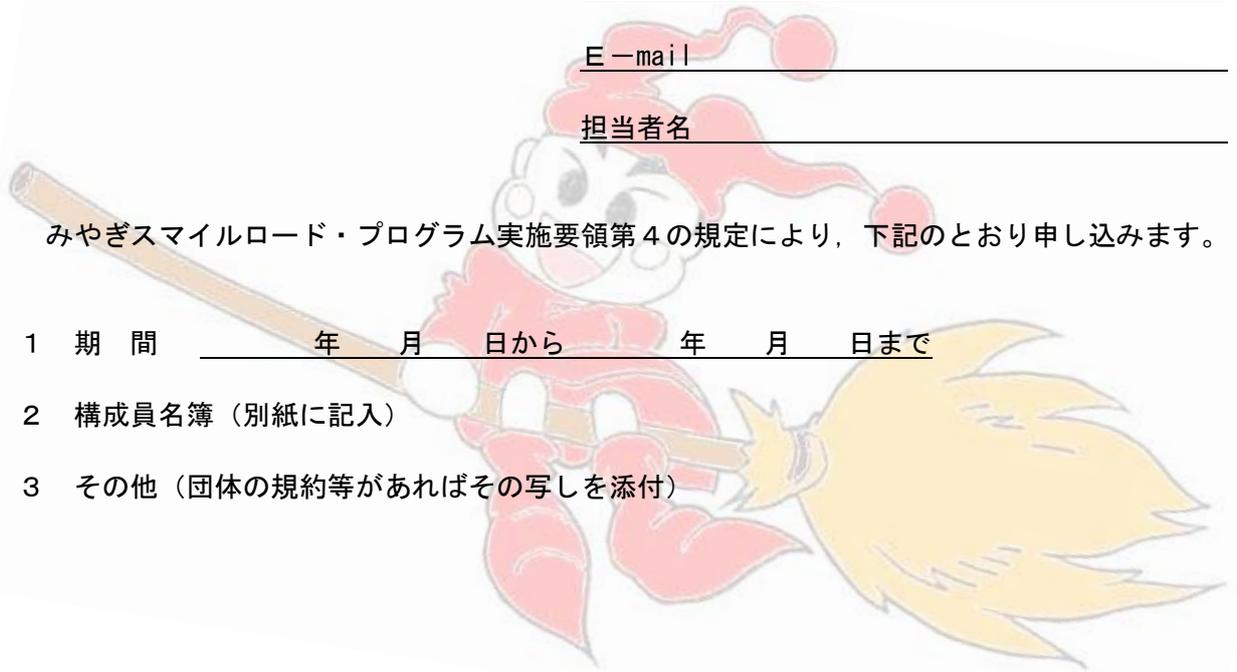
担当者名 _____

みやぎスマイルロード・プログラム実施要領第4の規定により、下記のとおり申し込みます。

1 期 間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

2 構成員名簿（別紙に記入）

3 その他（団体の規約等があればその写しを添付）



(別紙2)



スマイルサポーター構成員名簿

団体名 _____

代表者名 _____

	氏名	性別	年齢	住所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※ 欄が足りない場合は、コピーして記載してください。

※ 既存の団体名簿がある場合は、その写しを活用してください。

(別紙)



スマイルレポーター構成員名簿

団体名 _____

代表者名 _____

	氏 名	性別	年齢	住 所	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※ 欄が足りない場合は、コピーして記載してください。

※ 既存の団体名簿がある場合は、その写しを活用してください。

(別記様式第2-1号)

みやぎスマイルロード・プログラムに関する覚書

スマイルサポーターと〇〇市(町・村)長と道路管理者宮城県〇〇事務所長とは、みやぎスマイルロード・プログラム実施要領第5の規定により、道路の清掃活動等に関する覚書を次のとおり交換します。

(対象区間)

第1条 この覚書に基づく対象区間は、次のとおりとします。

道路名 _____

区 間 _____ から _____ まで

(活動期間)

第2条 活動期間は、_____年 月 日から _____年 月 日までとします。

なお、対象区間内で工事等の実施やその他の事由により活動が困難になった場合は、スマイルサポーター、〇〇市(町・村)長及び道路管理者が改めて協議することとします。

(スマイルサポーターの役割)

第3条 スマイルサポーターは、上記区間の道路(歩道、路肩、緑地帯等)について、定期的に _____ 作業を行い、常に道路を清潔で良好な状態にしておくよう、努めます。

(道路管理者及び市町村長の役割)

第4条 道路管理者及び〇〇市(町・村)長は、スマイルサポーターの活動について綿密な連携をもって積極的に協力します。

(作業の安全)

第5条 スマイルサポーターは、_____ 作業を行うに当たっては、法令を守り、自己責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意します。

(ゴミの処分)

第6条 スマイルサポーターは、対象区間を管轄する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分します。

(市町村の協力)

第7条 〇〇市(町・村)長は、スマイルサポーターの回収したゴミ等の処分等に協力します。

(緑化作業等)

第8条 スマイルサポーターは、緑化作業に伴い、新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し、又は樹木を植えようとする場合は、道路管理者とあらかじめ協議するものとします。

2 スマイルサポーターは、道路管理上その他やむを得ない事情により、スマイルサポーターが作った花壇、設置したフラワーポット又は植えた樹木等を除去する必要がある場合は、道路管理者の指示に従うものとします。

(表示板の設置)

第9条 道路管理者は、スマイルサポーターの希望がある場合は、スマイルサポーターの名称等を記載した表示板を、周辺の景観に配慮し、対象区間内の道路管理上支障のない箇所に設置します。

(保険)

第10条 道路管理者は、スマイルサポーターが作業中にけが等をした場合に対処するため、ボランティア傷害保険に加入するものとします。

(物品)

第11条 道路管理者は、スマイルサポーターの希望がある場合は、活動に必要な物品を道路管理者が定める支給基準により支給するものとします。

(事故等の報告)

第12条 スマイルサポーターは、 作業中に事故等が起こった場合は、直ちに道路管理者に連絡するとともに、様式1により道路管理者に報告するものとします。

(異常の通報)

第13条 スマイルサポーターは、区間内の道路及び道路施設の異常等を発見した場合は、道路管理者に通報するものとします。

(活動実績の報告)

第14条 スマイルサポーターは、活動期間終了日の属する年度の活動実績を、様式2により、その翌年度の4月末日までに道路管理者に報告するものとします。

(契約の更新)

第15条 スマイルサポーターは、第2条に定める活動期間終了後に継続して活動することを希望する場合は、活動期間終了日の属する年度の翌年度の4月末日までに、様式3により道路管理者に届け出るものとします。

なお、この場合、覚書の内容に変更がないときは、スマイルサポーターの認定期間及び覚書の有効期間は、届出のあった希望期間まで延長するものとします。

(契約の解除)

第16条 道路管理者は、スマイルサポーターが覚書の解除を申し出たとき、スマイルサポーターが各条に掲げる義務を履行していないと認めるとき又はスマイルサポーターとしてふさわしくないと認めるときは、市町村長の意見を聞いた上で、スマイルサポーターの認定を取り消し、覚書を解除し、第9条に基づき設置した表示板を撤去することがあります。

(疑義の解決)

第17条 この覚書について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、スマイルサポーター、〇〇市(町・村)長及び道路管理者が協議の上解決します。

年 月 日

スマイルサポーター 住所 氏名 印

〇〇市(町・村)長 氏 名 印

道路管理者 住所 氏名 宮城県〇〇事務所長 氏 名 印

(様式1)

事 故 報 告 書

氏名又は団体名

代表者名

電話番号

FAX 番号

1 受傷者(被保険者)

住所

(フリガナ)

氏名

生年月日

年

月

日

性別

男 ・ 女

電話番号(連絡先)

()

2 事故発生日時

年

月

日()

午前・午後

時

分頃

3 事故発生場所

4 警察への届出の有無

有

警察署

・

無

5 事故の原因・状況

6 傷害・治療の状況

ケガの部位

ケガの状況

治療状況

入院中・通院中・治癒

治療見込

(病院名

病院TEL

)

※ 構成員名簿の写し(受傷者掲載分)を添付願います。

(記載にあたっての注意事項)

○ケガの部位とは、下記の区分で記入願います。

①	頭部
②	顔面部
③	頸部
④	肩・胸・背・腹
⑤	腰部
⑥	腕
⑦	手指
⑧	脚
⑨	足指
⑩	臓器

○ケガの状況とは、下記の区分で記入願います。

①	骨折
②	脱臼
③	捻挫
④	切断
⑤	切り傷
⑥	打撲
⑦	神経損傷
⑧	やけど
⑨	挫創
⑩	擦過傷
⑪	頸椎損傷
⑫	腰椎損傷
⑬	その他(具体的に記入)

(様式3)



スマイルロード・プログラム継続実施予定表

年 月 日

事務所長 あて

氏名又は団体名 _____

代表者名 _____

みやぎスマイルロード・プログラムに関する覚書の規定により、下記のとおり届け出ます。

活動内容及び活動箇所の概略図 (変更がある場合は記入してください。)			
(内容)	(概略図)		
活動希望期間	年 月 日 から		年 月 日まで
活動予定回数	回		
	活動予定年月日	活動内容	参加予定人数
第1回	年 月 日 ころ		
第2回	年 月 日 ころ		
第3回	年 月 日 ころ		
第4回	年 月 日 ころ		
第 回	年 月 日 ころ		
第 回	年 月 日 ころ		
第 回	年 月 日 ころ		
第 回	年 月 日 ころ		
第 回	年 月 日 ころ		

※スマイルサポーター構成員に変更がある場合は、構成員名簿も合わせて提出してください。

(別記様式第2-2号)

みやぎスマイルロード・プログラム (スマイルレポーター)に関する覚書

スマイルレポーターと宮城県土木部道路課長とは、みやぎスマイルロード・プログラム実施要領第5の規定により、道路情報の提供等に関する覚書を次のとおり交換します。

(対象道路)

第1条 本覚書に基づき情報提供を行う道路は、原則として県が管理する国道及び県道とします。

(活動期間)

第2条 活動期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

なお、何らかの事由により活動が困難になった場合は、スマイルレポーターと道路管理者が改めて協議することとします。

(スマイルレポーターの役割)

第3条 スマイルレポーターは、県が管理する道路(車道、歩道、路肩、緑地帯等)及び道路施設(ガードレール、道路標識等)に異常を発見した場合は、当該道路を管理する土木事務所の道路管理班へ通報するものとします。

なお、通報する時間は、原則として平日の8時30分から17時15分までとし、夜間・休日には行わないものとします。

(活動内容の周知)

第4条 道路管理者は、スマイルレポーターの活動内容をより効果的なものとするため、一般県民へのPRに努めるものとします。

(契約の更新)

第5条 スマイルレポーターは、第2条に定める活動期間終了後に継続して活動することを希望する場合は、活動期間終了日までに様式3により道路管理者に届け出るものとします。

なお、この場合、覚書の内容に変更がないときは、スマイルレポーターの認定期間及び覚書の有効期間は、届出のあった希望期間まで延長するものとします。

(契約の解除)

第6条 道路管理者は、スマイルレポーターが実施期間中に活動の解除を申し出たときには、相

互に覚書の解除ができるものとしします。

(疑義の解決)

第7条 この覚書について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、スマイルレポーター及び道路管理者が協議の上解決します。

年 月 日

住所

氏名

印

住所 仙台市青葉区本町三丁目8-1

氏名 宮城県土木部道路課長

氏 名

印

(別記様式第3—1号)

スマイルサポーター認定証

〇〇第 号

年 月 日

_____ 様

宮城県〇〇事務所長

あなたをみやぎスマイルロード・プログラム実施要領第5の規定により、スマイルサポーターに認定します。

• サポート区間

①道路名 _____

②区 間 _____ から

_____ まで

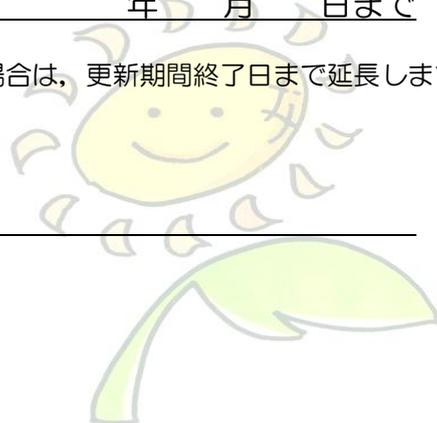
(約 _____ m)

• サポート期間

_____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

(期間終了後、継続して参加希望する場合は、更新期間終了日まで延長します。)

• サポート内容



(別記様式第3—2号)

スマイルレポーター認定証

道 号 外
年 月 日

様

宮城県土木部道路課長

貴団体をみやぎスマイルロード・プログラム実施要領第5の規定により、スマイルレポーターに認定します。



(別記様式第4号)

(表示板例)

みやぎスマイルロード・プログラム

この道はわたしたちがきれいにしています。

これより〇〇km

参 加 者 名

協力・〇〇市(町村)

道路管理者・宮城県〇〇事務所

サイズ 500×800 (参加団体の希望又は設置箇所により 400×500)

表示内容 上記表示板例による

(別記様式第5号)

みやぎスマイルロード・プログラムに関する覚書変更届

年 月 日

市(町・村)長 殿

事務所長 殿

氏名又は団体名 _____

代表者名 _____ 印

「みやぎスマイルロード・プログラムに関する覚書」に関して、下記のとおり変更があるので届け出ます。

記

1 変更後の内容(変更する部分のみ記入してください。)

(1) サポーターの名称等

住 所 _____

氏 名 _____

(2) 対象区間

道路名 _____

区 間 _____ ~ _____

約 _____ m

(3) 作業内容(該当するものを○で囲んでください。)

清掃作業 ・ 緑化作業 ・ 除草 ・ 除雪 ・ その他 ()

2 変更(予定)年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 本書を2通作成し、〇〇市(町・村)長及び〇〇事務所長に提出してください。

※ 対象区間が延長又は増加する場合は、事前に道路管理者に相談の上、位置図等の図面を添付してください。

※ 代表者の変更については、本書による届け出は不要です。

(別記様式第6号)

みやぎスマイルロード・プログラムに関する覚書解除届

年 月 日

市(町・村)長 殿

事務所長 殿

氏名又は団体名 _____

代表者名 _____ 印

みやぎスマイルロード・プログラムに関する覚書について、下記の理由により解除を申し出ます。

記

理 由

※ 本書を2通作成し、〇〇市(町・村)長及び〇〇事務所長に提出してください。